

# 提出内容

受付番号	201701270000390825
提出日時	2017年01月27日14時58分

案件番号	225016040
案件名	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」の公表について
所管府省・部局名等	金融庁 03-3506-6000(代表) 総務企画局企画課信用制度参事官室 (内線)3538、3577、3568
意見・情報受付開始日	2016年12月28日
意見・情報受付締切日	2017年01月27日

郵便番号	150-0011
住所	東京都渋谷区東3-22-8 沢田ビル4階
氏名	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 越智政人
連絡先電話番号	03-5468-5091
連絡先メールアドレス	info@mcf.or.jp

この度は意見提出の機会をいただき誠にありがとうございます。以下のように意見を提出させていただきますので何卒ご査収の程お願い申し上げます。

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係)についての意見

2-3-2-2 監督手法において、「必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を徴収することなどにより、当該払戻手続が適正に行われたことを確認すること」となっており、現状は以下のような 4 段階での報告が行われている。

- 1.払戻手続等に係る報告及び廃止の届出
- 2.払戻し公告に関する届出
- 3.前払式支払手段の発行の廃止に関する報告
- 4.払戻し完了報告

提  
出  
意  
見

監督手法として、払戻手続が適正に行われていることを確認するために報告を求めることは必要な施策であると理解するが、法 24 条が求める「前払式支払手段発行者の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための報告」という主旨を超えて過剰な業務負担から業務の健全かつ適切な運用を確保することが困難となる状況も散見されるため、規定または運用において報告手続きの効率化を求める。

2-3-1-2 監督手法・対応 (2)障害発生時

除外事項となっている「一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合」を敷衍して「利用者に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じている場合等」を条件として軽微な障害については除外する規定または運用を求める。このように実効性を確保した上で事務手続きの効率を高めることは、本来業務である障害の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等への対応を促進することができる。

また、アプリケーション提供事業者が支配的な立場にないプラットフォーム事業者等が提供する決済システムに起因するような障害については、アプリケーション提供事業者が決済システムの選択権がなく事業支配も一切及ばないため、アプリケーション提供事業者の責に帰すべき事由ではないと考えられ、本来の報告の制度趣旨を超えた運用となっているものと思料される。そのため、報告手続きの改善を求める。